

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、スコップを使って耐火物原料を容器に入れたり、ビニール袋に小分けする作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月初旬頃から右肘の痛みを感じ、同月末頃には右肘が曲がったまま伸びなくなったという。

請求人は、同年〇月〇日、D整形外科に受診し「右変形性肘関節症、右肘関節拘縮」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務が原因で発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日、E医師に受診し本件疾病と診断されたものであるところ、同疾病の発症は、請求人が従事してきた上肢作業が原因である旨主張している。

この点について、E医師は、平成○年○月○日付け確認書において、要旨、「本件疾病の出現時期は不明である。右肘は関節の隙間が狭く、骨棘があり肘が伸びない。現在の職場に入って2年ほどで右肘に痛みが出ているが、変形性肘関節症や骨棘が2～3年くらいでできることはあり得ない。誰もが肘に負担がかかるからといって症状が出るわけではなく、もともと基礎的要素があって出たものであると思われる」旨所見を述べており、F医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、「右肘関節の骨棘や骨化物は形成されるのに約5年以上の経過があったものと推定される。右変形性肘関節症が既存しているので、重度の肘への負担でなくとも右肘関節痛が発症しうる状態にあった。筋、腱の異常などを示す医証は得られていないので右変形性肘関節症が痛みの原因と推定できる」旨意見を述べている。

両医師共に、本件疾病は請求人の既存のものであり、請求人が従事していた業務に起因して発症したものとは言えない旨の意見で一致しており、当審査会としても、両医師の意見等に鑑み、被災者の本件疾病は、業務が有力な原因となって発症したものと認めることができないものと判断する。

(2) なお、請求人が、平成○年○月○日以前に従事していた作業については、決定書理由第2の2の(2)イ及びウに説示するとおりであり、当審査会としても、請求人が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9

年2月3日付け基発第65号)に定める過重な業務に従事していたと認めることはできない。この点について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「作業量、様態、就労時間とも業務上とする要件に合致しないと考える。業務起因性に乏しい状態と考える」旨述べている。

- 3 以上のおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。